



平成23年度



京都市太陽光発電 助成制度のお知らせ

申請期間 平成23年4月1日～平成23年12月28日（土日祝除く）

※募集期間内であっても予算の範囲を超える日をもって受付を終了します。

① 対象者

**戸建住宅(個人)、共同住宅(個人又は管理組合)、
集会所(自治会等)への設置が対象です。**

前年度からの主な変更点

- ・着工前の申請に変更!
- ・助成単価を見直しました!

② 対象設備

**平成22年4月1日から平成24年3月15日までに
設置(工事が完了かつ電力受給を開始)のシステムが対象です。**

③ 助成金額

住宅用太陽光発電システム設置費用の一部を助成します。※1

景観規制区域※2 システム最大出力1kW当たり6万円 ※3
その他の区域 システム最大出力1kW当たり4万円 ※3

※1 共に上限4kW分まで

※2 景観規制区域において所定の手続きを完了し、太陽光発電システムを設置した場合の助成額となります。

※3 平成22年4月1日から平成23年2月28日までにシステムの電力受給を開始された方は、景観規制区域では8万円/kW、その他の区域では5万円/kWです。

④ 申請方法

**着工前に助成金の申請が必要です。郵送(書留)または持参で
京都府地球温暖化防止活動推進センターまで提出してください。**

■助成金の申請前に景観手続を!!(不要な場合もあります。)

インターネット(都市計画地図<http://www5.city.kyoto.jp/tokeimap/>)などで景観規制区域を確認のうえ、
市街地景観課(☎075-222-3474)及び風致保全課(☎075-222-3475)並びに景観政策課(☎075-222-3397)にお
いて、手続要否を確認の上、定められた手続等を行ってください。

なお、条例等に違反した場合、助成を受けることができません。

■景観手続完了後、助成金の申請を!!(交付決定後に着工を!)

着工後の申請は、原則受け付けられませんが、次の場合に限り設置後の申請を認めます。

- ・平成22年4月1日から平成23年3月31日までにシステムを設置したもの
- ・平成23年3月31日までにシステムに関する工事請負契約を行い、平成23年4月30日までに着工を予定しているもの

■設置後に実績報告書を提出!!(平成24年3月15日までに!)

必ず平成24年3月15日までに実績報告書及びその他必要書類を提出してください。期限ま
でに提出のない場合は、助成金の交付はできません。

※申請書は、京都市環境政策局地球温暖化対策室又は京都府地球温暖化防止活動推進センターでお渡しします。
また、京都市環境政策局地球温暖化対策室ホームページからダウンロードして入手することもできます。

申 請 概 要

申請期間 平成23年4月1日(金)～平成23年12月28日(水)

工事完了かつ電力受給開始後に、指定の実績報告書に必要書類を添付し平成24年3月15日(木)までに必ず提出ください。
※期限までに提出のない場合は、助成金の交付はできません。

対 象 者

- ・市内の戸建及び共同住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する個人
- ・市内の住宅用太陽光発電設備付きの戸建住宅や共同住宅を購入する個人
- ・市内の分譲住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する個人又は管理組合
- ・市内の集会所に住宅用太陽光発電システムを設置する自治会等

	申請資格	助 成 額 (出力1kW当たり) ① 景観規制区域 (所定の手続要) ② その他の区域 ※上限4kWまで	交付申請	実績報告
①	電力受給開始日が平成22年4月1日から平成23年2月28日以前	① 80,000円 ② 50,000円	設置後 (22様式)	—
②	電力受給開始日が平成23年3月1日から平成23年3月31日以前	① 60,000円 ② 40,000円	設置後 (22様式)	—
③	平成23年3月31日までに工事請負契約を締結し、かつ、平成23年4月30日までに着工	① 60,000円 ② 40,000円	設置後 (22様式)	—
④	上記に当てはまらず、平成23年4月1日から平成24年3月15日までに工事完了かつ電力受給を開始予定	① 60,000円 ② 40,000円	設置前 (23様式)	設置後 (23様式)

申 請 方 法

交 付 申 請	①助成金交付申請書(第1号様式)	3枚綴って提出願います。
	②景観手続完了報告書(第2号様式)	京都市都市計画局都市景観部関係課に提出したもの(コピー不可)
	③景観手続を証明する書類(写)	設置前に手続を済ませた京都市眺望景観創生条例、京都市市街地景観整備条例、京都市風致地区条例その他景観に関する法令の規定に基づく許可書等の書類の写し
	④工事請負契約書(写)	機器購入を証する書類の写し ※売買契約書(写)も可
	⑤付近見取図	都市計画図1/2,500と同等程度に付近状況がわかる地図
	⑥住民票	住民票又は外国人登録原票記載事項証明書(申請日から3か月前以降に取得したもの。いずれもコピー不可)
	⑦登記事項証明書 ※新築・建売の場合は実績報告時に提出	システムを設置する建物の登記事項証明書(申請日から3か月前以降に取得したもの。いずれもコピー不可)
	⑧その他の書類	分譲共同住宅又は集会所へシステムを設置する場合、以下の書類が必要です。 ○管理組合又は自治会等の規約の写し ○管理組合又は自治会等でシステムの設置について承諾されたことを示す書面等
実 績 報 告	⑨実績報告書(第12号様式)	
	⑩システム設置後のカラー写真 (住宅全体、設置パネル)	住宅全体の写真は、原則パネルが映るようにしてください。 設置パネルの写真は、すべてのパネルを撮影してください。
	⑪システム配置図(方位も明示すること)	
	⑫助成対象システムに関する領収書	
	⑬電力受給契約のお知らせ	電力会社が文書で通知する太陽光発電に関する電力受給契約のご案内です。
	⑭登記事項証明書 ※新築・建売の場合	システムを設置した建物の登記事項証明書(申請日から3か月前以降に取得したもの。いずれもコピー不可)

協 力 助成を受けた方には、環境家計簿、アンケート、売電量・買電量データの提出等の協力をお願いします。

申請窓口	京都府地球温暖化防止活動推進センター(〒604-0965 京都市中京区柳馬場通二条上る六丁目283番4) 電話 075-211-8901 ファックス 075-211-8896
問い合わせ	京都市環境政策局地球温暖化対策室(〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地) 電話 075-222-4555 ファックス 075-211-9286 ホームページアドレス http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyososhiki/5-7-0-0-0_10.html